

(健Ⅱ623F)

令和4年3月22日

都道府県医師会

感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長

釜 菡 敏

「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）病原体検査の指針（第5.1版）」について

「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）病原体検査の指針（第5版）」については、[令和4年3月2日付（健Ⅱ588F）](#)をもってご連絡いたしました。

今般、第5.1版が作成され、厚生労働省より各都道府県衛生主管部（局）あて別添の事務連絡がなされましたので改めてご連絡いたします。

第5.1版での主な改定内容は、下記のとおりです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、郡市区医師会及び関係医療機関に対する周知方ご高配のほどお願い申し上げます。

#### 記

- ・発症9日目以内の有症状者における抗原定性検査に唾液検体を追加

事務連絡

令和4年3月17日

各 { 都道府県 }  
      { 保健所設置市 } 衛生主管部（局） 御中  
      { 特別区 }

厚生労働省新型コロナウイルス感染症  
対策推進本部

「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）病原体検査の指針（第5.1版）」について

「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）病原体検査の指針」については、本日別添のとおり第5.1版に改定されました。主な改定内容としては以下のとおりです。

- ・ 発症9日目以内の有症状者における抗原定性検査に唾液検体を追加

貴職におかれては、内容について御了知の上、関係各所への周知をお願いいたします。